

答申第3号「令和7年度 新規補助金の交付について」の
配架について

国分寺市では、「国分寺市補助金等審査会条例」により設置している国分寺市補助金等審査会（以下「審査会」という。）において、市長の諮問に応じて新たに支出しようとする補助金等の審査を受け、答申をいただいています。

令和8年1月6日付け諮問第3号により諮問しました新規補助金について、審査会で慎重な審査が行われた結果、別紙のとおり答申をいただきました。

記

添付資料

- 令和7年度 新規補助金の交付について（答申）
- 令和7年度 第5回国分寺市補助金等審査会 会議録

国分寺市補助金等交付基準

(効果からみた基準)

- 補助事業は市民に対する福祉・教育の充実、文化・産業の振興等に役立ち
公益性があること。
- 一部の市民や団体に偏ることなく社会・経済状況、必要性に合致している
こと。
- 国・都等の制度に関連する補助金、施設整備等に関する補助金等は市の施
策に合致しており市の役割分担が明白であること。
- 事業は受給団体自らが行うものであり、補助金は当該事業の支援を目的と
すること。

(団体等に関する基準)

- 収入に対して補助金額が妥当であること。
- 決算における繰越金が補助しようとする額から判断し妥当であること。
- 適切な会計処理が行われ、交付補助金の充当事業とその金額が明記されて
いること。
- 交付申請等が市が定めたとおりになっていること。
- 市が行う事務と、補助金団体等で行う事務を明確にすること。
- 個人情報については、個人情報の保護に関する法律を遵守し適切に取り扱
うこと。

(期限からみた基準)

- 補助事業については交付期間を3年以内とし、必要に応じて中間審査を行
うこと。ただし、引き続き補助金が必要な場合は再度、補助金審査会の審
査を受けること。
- 補助団体の自立、補助事業の目的が達成された場合は3年を経過していな
くとも補助金を打切ること。

この基準は平成17年12月1日から施行し、18年度予算より適用する。



答申第3号

令和8年2月27日

国分寺市長

丸山哲平様

国分寺市補助金等審査会

会長 大橋忠弘

令和7年度 新規補助金の交付について(答申)

令和8年1月6日付け諮問第3号により諮問のありました新規補助金について、慎重に審議を行った結果、別紙のとおり答申いたします。

令和7年度

新規補助金審査結果について

国分寺市補助金等審査会

令和8年2月27日

令和7年度 国分寺市新規補助金審査一覧

| 審査 番号 | 補助金名称 | 審査結果 |
|----------|-----------------------------|------|
| 8 | 農業経営強靱化事業費補助金 | 可 |
| 9 | 男性ヒトパピローマウイルス感染症任意予防接種費用助成金 | 可 |
| 10 | 在宅医療推進強化事業（24時間診療体制推進）補助金 | 可 |
| 11 | 高齢者補聴器購入費助成金 | 可 |
| 12 | 医療的ケア児保育支援事業補助金 | 可 |
| 13 | 初回産科受診料助成金 | 可 |

国分寺市新規補助金審査評価報告書

| | | | |
|-------|---------------|---------|------------------|
| 補助金名称 | 農業経営強靱化事業費補助金 | 補助金交付対象 | その他 |
| 担当課名 | 経済課 | 事務事業 | 農業振興対策事務事業に要する経費 |
| 補助金額 | 10,892 千円 | | |

総合評価

| | |
|--------|----------|
| 審査結果 | 可 |
| 【特記事項】 | (特記事項なし) |

国分寺市新規補助金審査評価報告書

| | | | |
|-------|-----------------------------|---------|------------|
| 補助金名称 | 男性ヒトパピローマウイルス感染症任意予防接種費用助成金 | 補助金交付対象 | その他 |
| 担当課名 | 健康推進課 | 事務事業 | 予防接種に要する経費 |
| 補助金額 | 420 千円 | | |

総合評価

| | |
|--------|----------|
| 審査結果 | 可 |
| 【特記事項】 | (特記事項なし) |

国分寺市団体補助金審査評価報告書

| | | | |
|-------|---------------------------|----------|------------------|
| 補助金名称 | 在宅医療推進強化事業(24時間診療体制推進)補助金 | 補助金申請団体名 | 国分寺市医師会 |
| 担当課名 | 高齢福祉課 | 事務事業 | 在宅医療提供体制強化に要する経費 |
| 補助金額 | 10,011 千円 | | |

(1)審査基準についての評価

| | | |
|------------------------------------------------------------|----------------|-----|
| ①補助事業は市民に対する福祉・教育の充実、文化・産業の振興等に役立ち公益性があること。 | 総合評点 (配点5) | 4.4 |
| 【特記事項】 | | |
| ②一部の市民や団体に偏ることなく社会・経済状況、必要性に合致していること。 | 総合評点 (配点5) | 4.2 |
| 【特記事項】 | | |
| ③国・都等の制度に関連する補助金、施設整備等に関する補助金等は市の施策に合致しており市の役割分担が明白であること。 | 総合評点 (配点なし) | |
| 【特記事項】 | | |
| ④事業は受給団体自らが行うものであり、補助金は当該事業の支援を目的とすること。 | 総合評点 (配点5) | 4.6 |
| 【特記事項】 | | |
| ⑤国分寺市が目指すまちづくりの方向性と合致していること。 | 総合評点 (配点5) | 4.6 |
| 【特記事項】 | | |
| ⑥補助金支出の期限について、補助事業における目的の達成状況や団体の自立状況等を踏まえ、十分な検討がなされていること。 | 総合評点 (配点5) | 4 |
| 【特記事項】 | | |
| ⑦収入や決算における繰越金、その他団体を取り巻く状況等を踏まえ、補助金額が妥当であること。 | 総合評点 (配点5) | 4.2 |
| 【特記事項】 | | |

(2) 総合評価

| | | | |
|-----------|----------|------------------|----|
| 審査結果 | 可 | 総合評点合計 (配点30) | 26 |
| 【特記事項】 | (特記事項なし) | | |
| 中間審査の必要性 | / | 中間審査の時期 | |
| 中間審査を行う理由 | | | |

国分寺市新規補助金審査評価報告書

| | | | |
|-------|--------------|-------------|-------------|
| 補助金名称 | 高齢者補聴器購入費助成金 | 補助金交付 対象 | その他 |
| 担当課名 | 高齢福祉課 | 事務事業 | 認知症施策に要する経費 |
| 補助金額 | 6,400 千円 | | |

総合評価

| | |
|--------|----------|
| 審査結果 | 可 |
| 【特記事項】 | (特記事項なし) |

国分寺市新規補助金審査評価報告書

| | | | |
|-------|---------------------|-------------|----------------|
| 補助金名称 | 医療的ケア児保育支援事業 補助金 | 補助金交付 対象 | 対象団体全般 |
| 担当課名 | 保育幼稚園課 | 事務事業 | 保育所入所児委託に要する経費 |
| 補助金額 | 7,732 千円 | | |

総合評価

| | |
|--------|----------|
| 審査結果 | 可 |
| 【特記事項】 | (特記事項なし) |

国分寺市新規補助金審査評価報告書

| | | | |
|-------|------------|-------------|-----------------------------|
| 補助金名称 | 初回産科受診料助成金 | 補助金交付 対象 | その他 |
| 担当課名 | 子育て相談室 | 事務事業 | こども家庭センター(母子保健機能)に 要する経費 |
| 補助金額 | 65 千円 | | |

総合評価

| | |
|--------|----------|
| 審査結果 | 可 |
| 【特記事項】 | (特記事項なし) |